

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により令和4監査年度に執行した監査（行政監査：テーマ「県の施設におけるAEDの設置及び管理について」、令和5年4月21日公告）について、同条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年4月16日

奈良県監査委員 内 野 正 博

同 芝 池 多津子

同 田 中 惟 允

同 若 林 かずみ

令和4 監査年度 行政監査 措置状況一覧

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
総務部 奈良県税事務所	<p><b>AEDの消耗品の管理について</b>                      厚生労働省通知において、製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーパックの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーパックの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施することが求められている。救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、AED本体の保守点検を委託している場合であっても、適時AEDの消耗品を交換するなど適切な管理を行うべきである。</p>	<p>委託業者が保守点検を行ったうえでバッテリーパック、電極パッドを更新した。  <b>【奈良県税事務所】</b></p>
文化・教育・くらし創造部 民俗博物館	<p><b>AEDの点検担当者について</b>                      厚生労働省通知では、AEDの設置者は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として、「点検担当者」を配置することが求められていることから、点検担当者を適切に配置するべきである。</p>	<p>点検担当者を配置し、日常点検の実施・記録を行う措置を講じた。  <b>【民俗博物館】</b></p>
県立図書情報館	<p><b>AEDの点検担当者について</b>                      厚生労働省通知では、AEDの設置者は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として、「点検担当者」を配置することが求められていることから、点検担当者を適切に配置するべきである。</p>	<p>点検担当者を配置し、日常点検の実施・記録を行う措置を講じた。  <b>【県立図書情報館】</b></p>
スポーツ振興課	<p><b>AEDの耐用年数の超過について</b>                      厚生労働省通知において、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある医療機器である。これらを踏まえ、AEDを管理する上で、耐用年数が経過したAEDについては、正常に作動しない危険があるため、AED本体の更新を行うべきである。</p>	<p>令和5年度にAED本体を更新した。  <b>【スポーツ振興課】</b></p>
	<p><b>AEDの日常点検について</b>                      AEDを適切に管理する上で、厚生労働省通知では、AEDの点検担当者が、日常点検として、AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認することとなっている。救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、日頃からの点検を行い、AEDの適切な管理等を徹底するべきである。また、これまで点検を実施している施設においても、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを、より一層日常的に確認するよう努められたい。</p>	<p>明日香庭球場指定管理者に対して、文書にてAEDの適正な管理の徹底を依頼した。  <b>【スポーツ振興課（明日香庭球場）】</b></p>
	<p><b>AEDの耐用年数の超過について</b>                      厚生労働省通知において、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある医療機器である。これらを踏まえ、AEDを管理する上で、耐用年数が経過したAEDについては、正常に作動しない危険があるため、AED本体の更新を行うべきである。</p>	<p>令和4年度にAED本体を更新した。  <b>【スポーツ振興課（明日香庭球場）】</b></p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
こども・女性局		
中央こども家庭相談センター	<p><b>AEDの耐用年数の超過について</b>  厚生労働省通知において、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある医療機器である。これらを踏まえ、AEDを管理する上で、耐用年数が経過したAEDについては、正常に作動しない危険があるため、AED本体の更新を行うべきである。</p>	<p>令和5年度にAED本体を更新した。  【中央こども家庭相談センター】</p>
水循環・森林・景観環境部		
フォレスターアカデミー	<p><b>AEDの点検担当者について</b>  厚生労働省通知では、AEDの設置者は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として、「点検担当者」を配置することが求められていることから、点検担当者を適切に配置するべきである。</p>	<p>点検担当者を配置し、日常点検の実施・記録を行う措置を講じた。  【フォレスターアカデミー】</p>
産業・観光・雇用振興部		
産業振興総合センター	<p><b>AEDの耐用年数の超過について</b>  厚生労働省通知において、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある医療機器である。これらを踏まえ、AEDを管理する上で、耐用年数が経過したAEDについては、正常に作動しない危険があるため、AED本体の更新を行うべきである。</p>	<p>令和6年度にAED本体を更新する。  【産業振興総合センター】</p>
雇用政策課	<p><b>AEDの耐用年数の超過について</b>  厚生労働省通知において、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある医療機器である。これらを踏まえ、AEDを管理する上で、耐用年数が経過したAEDについては、正常に作動しない危険があるため、AED本体の更新を行うべきである。</p>	<p>令和6年度にAED本体を更新する。  【雇用政策課】</p>
観光局		
奈良春日野国際フォーラム（本館）	<p><b>AEDの耐用年数の超過について</b>  厚生労働省通知において、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある医療機器である。これらを踏まえ、AEDを管理する上で、耐用年数が経過したAEDについては、正常に作動しない危険があるため、AED本体の更新を行うべきである。</p>	<p>新規にリース契約を締結し更新を行った。  【奈良春日野国際フォーラム（本館）】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
	<p><b>AEDの消耗品の管理について</b>  厚生労働省通知において、製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーパックの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーパックの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施することが求められている。救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、AED本体の保守点検を委託している場合であっても、適時AEDの消耗品を交換するなど適切な管理を行うべきである。</p>	<p>委託業者が保守点検を行ったうえでバッテリーパック、電極パッドを更新した。  【奈良春日野国際フォーラム（本館）】</p>
<p>奈良春日野国際フォーラム（別館）</p>	<p><b>AEDの耐用年数の超過について</b>  厚生労働省通知において、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある医療機器である。これらを踏まえ、AEDを管理する上で、耐用年数が経過したAEDについては、正常に作動しない危険があるため、AED本体の更新を行うべきである。</p> <p><b>AEDの消耗品の管理について</b>  厚生労働省通知において、製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーパックの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーパックの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施することが求められている。救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、AED本体の保守点検を委託している場合であっても、適時AEDの消耗品を交換するなど適切な管理を行うべきである。</p>	<p>新規にリース契約を締結し更新を行った。  【奈良春日野国際フォーラム（別館）】</p> <p>委託業者が保守点検を行ったうえでバッテリーパック、電極パッドを更新した。  【奈良春日野国際フォーラム（別館）】</p>
<p>食と農の振興部  中央卸売市場</p>	<p><b>AEDの日常点検について</b>  AEDを適切に管理する上で、厚生労働省通知では、AEDの点検担当者が、日常点検として、AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認することとなっている。救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、日頃からの点検を行い、AEDの適切な管理等を徹底するべきである。また、これまで点検を実施している施設においても、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを、より一層日常的に確認するよう努められたい。</p> <p><b>AEDの耐用年数の超過について</b>  厚生労働省通知において、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある医療機器である。これらを踏まえ、AEDを管理する上で、耐用年数が経過したAEDについては、正常に作動しない危険があるため、AED本体の更新を行うべきである。</p>	<p>奈良県中央卸売市場総合管理業務委託契約（令和4年11月11日締結分）の仕様に日常業務としてAEDの電池残量確認業務を加えた。  【中央卸売市場】</p> <p>令和5年3月に1台を更新し、1台を追加調達した。  【中央卸売市場】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
県土マネジメント部 公園緑地課	<p><b>AEDの耐用年数の超過について</b>            厚生労働省通知において、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある医療機器である。これらを踏まえ、AEDを管理する上で、耐用年数が経過したAEDについては、正常に作動しない危険があるため、AED本体の更新を行うべきである。</p>	<p>該当のAEDについて本体の更新を行った。  <b>【公園緑地課】</b></p>
教育委員会 二階堂高等学校 高取国際高等学校 奈良情報商業高等学校	<p><b>AEDの点検担当者について</b>            厚生労働省通知では、AEDの設置者は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として、「点検担当者」を配置することが求められていることから、点検担当者を適切に配置するべきである。</p> <p><b>AEDの点検担当者について</b>            厚生労働省通知では、AEDの設置者は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として、「点検担当者」を配置することが求められていることから、点検担当者を適切に配置するべきである。</p> <p><b>AEDの点検担当者について</b>            厚生労働省通知では、AEDの設置者は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として、「点検担当者」を配置することが求められていることから、点検担当者を適切に配置するべきである。</p>	<p>点検担当者を配置し、日常点検の実施・記録を行う措置を講じた。  <b>【二階堂高等学校】</b></p> <p>点検担当者を配置し、日常点検の実施・記録を行う措置を講じた。  <b>【高取国際高等学校】</b></p> <p>点検担当者を配置し、日常点検の実施・記録を行う措置を講じた。  <b>【奈良情報商業高等学校】</b></p>